

羽の情報便

源泉所得税について

源泉所得税の納付期限が近づいて参りました。皆さんの準備はいかがですか。

1. 源泉所得税の納期の特例

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。これを「納期の特例」と言います。

2. 源泉所得税の納期の特例の対象

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税と、税理士報酬などから源泉徴収をした所得税に限られています。この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日が、それぞれ納付期限になります。

3. 提出書類について

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出する必要があります。この申請書の提出先は、給与等の支払を行う事務所などの所在地を所轄する税務署です。税務署長から納期の特例申請の却下の通知がない場合には、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとみなされます。この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。なお、却下される場合の要件は、次のとおりです。

給与の支給人員が常時9人以下でない 取消しの通知を受けた日以後1年以内に申請書を提出
税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難

4. 給与等の支払をする事務所の開設等の届出

さらに、納期の特例を受けている者は、届出によって、翌年1月10日の納付期限を、1月20日に延長する特例を受けることができます。この特例を受けるには、その年の12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出して、次の要件をどちらも満たす必要があります。

その年の12月31日において、源泉所得税の滞納がないこと
その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納めること



5. 納期限が日曜日や祝日等の休日に当たる場合

なお、これらの納期限が日曜、祝日などの休日に当たる場合にはその翌日。又土曜日に当たる場合にはその翌々日が、それぞれ納期限となります。

6. 厳しい罰則 不納付加算税

源泉税の納期限を失念した場合の罰則は、不納付加算税と言って、原則として納付すべき税額の10%で「正当な理由」があると認められる場合を除き、わずか1日遅れてもこの税率が適用されます。但し、納税の告知があるまでに自主的に納付すれば5%に軽減されます。

当社の運営サイトのご紹介

経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>

スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) melma! (<http://melma.com/>)

税金まめ知識（第48回）会社に関わる税金の種類

会社にかかる税金について

会社には法人税や消費税等の様々な税金がかかります。
経営者として最低限、知っておいたほうがいいという会社の税金を学びましょう！

1．決算に係わる税金

会社は、年に1回以上、決算を行って申告をして、同時に税金を納めなければなりません。
税金には、法人税・事業税・住民税・消費税があります。このうち、法人税・事業税・住民税は、会社の利益（所得）に係わる税金です。
消費税は、商品やサービスの売上先から預った税金で損益に関係なく納めます。

2．従業員に係わる税金

源泉所得税と住民税があります。会社は、毎月支給する従業員の給与から源泉所得税を控除しなければなりません。そして、その源泉所得税を税務署へ支払います。
会社はこの源泉所得税を翌月の10日までに納めなければなりません。
また、従業員が常時10人未満の場合は、半年に1回まとめて納めることができる納期の特例があります。
住民税は、所得に対して、市区町村が徴収する税金です。会社宛てに通知された税額を6月から翌年5月までの12回を毎月の給与から控除して納めます。これを特別徴収と言います。
それとは反対に、従業員が自ら納めることを普通徴収と言います。

3．資産に係わる税金

固定資産税や自動車税等があります。固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋等の不動産を所有していた場合、資産がある市区町村に納める税金です。
また、不動産だけでなくパソコンや空調設備といった機械や備品などの固定資産にもかかります。これを償却資産税と言います。
自動車税は、毎年4月1日に、自動車の所有者に対して課税される地方税です。税率は自動車の種類によって異なります。

4．必要に応じてかかる税金

印紙税や登録免許税等があります。印紙税は、領収書や契約書等を作成した時にかかる国税です。収入印紙を貼り付けて消印することによって納めます。登録免許税は、会社設立などの商業登記や不動産購入などの不動産登記を行う場合にかかる国税です。

5．その他の税金

事業所税があります。事業税とは異なります。一定規模以上の事業所にかかる市区町村税です。事業所床面積の合計が1,000平方メートル超又は、従業員の合計が100人超の場合に課税されます。

上記の他に、会社が申告期限までに申告書を提出しなかったり、納期限までに税金を納めていない時に、本来納めるべき税金に延滞税や加算税が課せられます。
因みに印紙を貼らなかった場合には、過怠税が課せられます。



6月の税務カレンダー

6月15日(水)
所得税の予定納税額の通知

6月10日(金)
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



6月30日(木)
4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



毎月の電気代でコスト削減 ~月々の電気代を最大40%コストカット!~



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例37 : 文具店 (年間 29.9%の削減)

| 合理化前 | | 合理化後 | |
|--------|--------------|--------|--------------|
| 年間の電気料 | 358,458円 / 年 | 年間の電気料 | 251,279円 / 年 |

年間の電気料金削減金額 1年間で 107,179円 10年間で 1,071,790円

とにかく電気代削減診断(無料)だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (22)

似ているけれど・・・違いは何?



「ミステリー」と「サスペンス」

「ミステリー」は最後に犯人が分かるストーリー。「サスペンス」は最初から犯人が分かっている緊張感などを与えるストーリー。

「カフェ」と「喫茶店」

「カフェ」はアルコール飲料がある店。「喫茶店」はソフトドリンクしかないお店。

「総理」と「首相」

「総理」は内閣総理大臣の略称で主に国会議員が使用しています。「首相」は大臣の長という意味で主にマスコミが使用しています。

「ワシ」と「タカ」

「ワシ」はタカ目の鳥のうち大形のものの総称です。「タカ」はタカ目の鳥のうち小・中形の一群の総称です。ワシは鳥獣に危害を加える「悪しき鳥」のアシが転じ、タカは「高く飛ぶ鳥」の「たかく」が省略されたともいわれています。



今月のコラム

今年五月のうちに梅雨入りになってしまいました。ずっと天候不順のままで六月に入りましたが、皆様は元気でいらっしゃいますか？

地震の影響から解放されることなく、まだまだ落ち着く気持ちになれない方も多いと思います。報道されることは減りましたが、実際はまだ復興に向かう道は遠いようです。ガンバレ！日本です。ご家族で小さいお子様がいらっしゃる方は放射能汚染も本当に他人事ではなく心配です。

沖縄地方は、ゴールデンウィークの四月二十日に梅雨入りし、六月九日には、観測史上最も早く梅雨明けしてしまいました。関東地方もここ数日は梅雨明けを思わせる快晴と三十五度近い猛暑が続いています。ただ、気象庁によれば、まだ梅雨明けとはいかずもうしばらく梅雨前線と傘のお付き合いは続きそうです。

最近、インターネットや駅などでの現在の電力使用量を示す、天気予報ならぬ「電気予報」が気になります。当社も事務所の節電に心がけ、暑さに負けずお仕事ががんばりたいと思います。夏が来る前のワクワク感は一歩好きな季節です。今から夏バテしないよう体調も整えておきたいと思っています。



会計経理事務コストを大幅カット！

- 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします -

記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

伝票貼付サービス料金

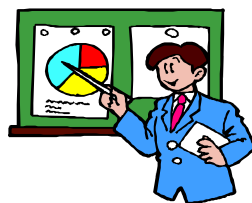
月額 3,150円～

領収書、レシート等の貼り付け

領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



夏の暑さに負けず
頑張りましょう。

